

多摩川清掃工場建替事業
計画策定調査及び
環境影響評価調査計画書作成委託

公募型プロポーザル募集要項

令和8年10月

東京二十三区清掃一部事務組合

目次

1	業務概要	1
2	参加資格要件	1
3	受託候補者選定の手順及びスケジュール.....	3
4	参加手続	3
5	募集要項及び要求仕様書における質問受付及び回答.....	4
6	提案書等の提出	5
7	受託候補者の選定.....	5
8	受託候補者選定結果通知.....	6
9	契約	6
10	多摩川清掃工場建替事業計画策定調査及び環境影響評価調査計画書作成委託の契約と 基本協定の締結について.....	7
11	その他留意事項	7
12	問合せ先及び提出先.....	8

1 業務概要

(1) 委託名

多摩川清掃工場建替事業計画策定調査及び環境影響評価調査計画書作成委託

(2) 委託内容

ア 建替事業計画策定調査

多摩川清掃工場の建替計画を策定するため、既存施設調査（煙突外筒の健全度調査、石綿含有量調査等）、基礎調査、基礎検討、基本方針・基本デザイン案、プラント計画、建築計画、工事計画等の調査・検討を行う。また、環境影響評価に資する資料を作成する。

イ 環境影響評価調査計画書作成

「ア 建替事業計画策定調査」の成果並びに東京都環境影響評価条例、同施行規則及び同技術指針に基づき、既存資料調査、現地踏査、対象事業概要作成、地域概況調査、環境影響評価項目の選定、調査等の手法の検討、影響を及ぼすと予想される範囲予測（大気拡散式による予測を含む）、各項目に基づく調査計画書の作成を行う。

(3) 履行場所

（飯田橋庁舎） 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課

（対象工場） 大田区下丸子二丁目 33 番 1 号 多摩川清掃工場

(4) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(5) 提案限度価格

210,861,000 円（税抜き）

※ 提案限度価格を超えた額を提案した場合は、失格とする。なお、11(8)の理由により、契約時の予定価格は変わる可能性がある。

(6) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(7) 多摩川清掃工場建替事業環境影響評価書作成委託

環境影響評価手続における一連の業務を円滑に進めるため、本委託受託者は業務成績が「良好」と判定された場合において、令和 10 年に実施する多摩川清掃工場建替事業環境影響評価書作成委託の受託予定者とする。詳細は「10 多摩川清掃工場建替事業計画策定調査及び環境影響評価調査計画書作成委託の契約と基本協定の締結について」による。

2 参加資格要件

参加者は次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 東京電子自治体共同運営サービスにおいて東京二十三区清掃一部事務組合の競争入札参加資格を有し、本要項公表時において下記の業種等条件を満たしていること。

【業種等条件】

「11 建築設計」及び「126 環境アセスメント関係調査業務」の営業種目を登録していること。

- (2) 東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則（平成 12 年規則第 51 号）第 5 条及び第 6 条の規定に該当しないものであること。
- (3) 東京二十三区清掃一部事務組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 6 月 26 日付け 13 清総契第 98 号副管理者決定）に基づく指名停止期間でないものであること。
- (4) 東京二十三区清掃一部事務組合契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 8 日付け 23 清総契第 245 号管理者決定）に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、東京二十三区清掃一部事務組合が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないものであること。
- (6) 平成 11 年以降に、国内において焼却能力 100t/日・炉以上、かつ廃熱ボイラ及び蒸気タービン発電設備を設けたごみ焼却施設における、基本設計又は実施設計の業務委託契約を締結し、完了した実績があること。
- (7) 国内において、廃熱ボイラ及び蒸気タービン発電設備を設けたごみ焼却施設における、環境影響評価書（評価書案、準備書等）作成業務を、過去 10 年以内に完了した実績があること。
- (8) 単体企業であること。ただし、再委託については「東京二十三区清掃一部事務組合委託条項第 3 条 一括再委託の禁止」による。
- (9) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 受託候補者選定の手順及びスケジュール

日程（予定）	項目	説明
令和8年10月1日(木)	募集要項公示	
令和8年10月2日(金)から 10月13日(火)まで	要求仕様書の交付	4(1)
令和8年10月5日(月)から 10月13日(火)まで	募集要項、要求仕様書における質問受付	5(1)
令和8年10月19日(月)	募集要項、要求仕様書における質問回答	5(2)
令和8年10月19日(月)から 令和8年10月23日(金)まで	参加申請	4(2)
令和8年10月30日(金)	参加資格確認結果通知	4(3)イ
令和8年11月19日(木)	業務提案書等の提出期限	6(3)
令和8年11月30日(月)	一次審査結果通知	7(1)イ
令和8年12月7日(月)から 12月8日(火)まで	二次審査（プレゼンテーション）	7(1)ウ
令和8年12月15日(火)	受託候補者選定結果通知	8

4 参加手続

(1) 要求仕様書の交付

ア 交付期間

令和8年10月2日（金）から令和8年10月13日(火)まで。

イ 交付場所

「12 問合せ先及び提出先」のとおり。

ウ 事前予約

要求仕様書の交付を希望する場合は、事前に日時を予約すること。

エ その他

以下に示す書類に必要事項を記入の上各1部提出すること。

(ア) 守秘義務対象開示資料提供申込書【様式1-1】

(イ) 誓約書【様式1-2】

(ウ) 第二次被開示者への資料開示通知書【様式1-3】（都度、必要に応じて）

(エ) 実績一覧表【様式2】

(オ) 「2 参加資格要件」(6)及び(7)を証明する書類

(カ) 競争入札参加資格審査受付票の写し

(2) 参加申請

参加申請する者は、以下の書類を持参又は郵送により「12 問合せ先及び提出先」まで

提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で提出すること。

ア 提出書類

以下に示す書類を各1部提出すること。受付後、申請書に記載されている担当者あてに連絡する。ただし、「(1) 要求仕様書の交付」において提出したもので、記載内容に変更がない場合は不要とする。

- (ア) 参加申請書【様式3】
- (イ) 会社概要【様式4】
- (ウ) 実績一覧表【様式2】
- (エ) 「2 参加資格要件」(6)及び(7)を証明する書類
- (オ) 競争入札参加資格審査受付票の写し
- (カ) その他、参加資格要件を証明するために必要な書類

イ 提出期間

令和8年10月19日(月)から令和8年10月23日(金)午後5時まで

(3) 参加資格確認及び結果通知

ア 参加資格確認の実施

参加申請者が本募集要項に示す「2 参加資格要件」を満たしていることを確認する。

イ 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、令和8年10月30日(金)までに参加資格確認結果通知書【様式5】で参加申請書に記載されている担当者あてに電子メールで通知する。

ウ 参加不可

次に掲げる項目に該当するときは、参加不可とする。

- (ア) 「2 参加資格要件」に掲げる資格のない者が提出した場合
- (イ) 提出期限を過ぎて提出した場合
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (エ) 虚偽の内容が記載されている場合

5 募集要項及び要求仕様書における質問受付及び回答

募集要項及び要求仕様書における質問がある場合は以下に従い、質問内容を質問書【様式6】に記入の上、電子メールにより「12 問合せ先及び提出先」に提出すること。

(1) 質問受付期間

令和8年10月5日(月)から令和8年10月13日(火)午後5時まで

(2) 回答方法

すべての質問及び回答については、令和8年10月19日(月)までに質問回答書【様式7】に記入の上、全参加者あてに電子メールで回答する。

6 提案書等の提出

以下に従い持参または郵送により「12 問合せ先及び提出先」まで提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で提出すること。

(1) 提出書類

ア 業務提案書提出届（表紙）【様式 8】

イ 業務提案書【様式 9－1～13】

ウ 提案価格書【様式 10】

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部をそれぞれフラットファイルに綴り、提出すること。

また、提出書類を PDF とし、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）又は電子メールにより提出すること。

なお、正本の表紙には会社名を記入し、副本は表紙、業務提案書及び提案価格書等を含め、参加事業者を特定できるような名称やロゴマーク等を使用しないこと。

(3) 受付期間

令和 8 年 11 月 13 日（金）から令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 5 時まで

(4) 失格

次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。失格の場合は電子メールで通知する。

ア 提出期限を過ぎて提出した場合

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

7 受託候補者の選定

当組合が設置する「多摩川清掃工場建替事業計画策定調査及び環境影響評価調査計画書作成委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、総合的に業務実施能力等を評価する。

選定委員会にて設定した評価基準に基づき、公平かつ厳正に評価を行い、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(1) 評価手順

ア 一次審査（書類審査）

選定委員会において業務提案書等の提出書類を評価し、二次審査を実施する者を選定する（上位 5 者まで）。

イ 一次審査結果通知

一次審査結果は、令和 8 年 11 月 30 日（月）までに一次審査結果通知書【様式 11】で参加申請書に記載されている担当者あてに電子メールで通知する。ただし、二次審査を実施する者として選定されなかった場合は、書面でも通知する。

ウ 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査参加者に対し、令和 8 年 12 月 7 日（月）又は令和 8 年 12 月 8 日（火）

に東京区政会館にて、業務提案書等の提出書類に関して参加者による提案内容の説明及び質疑応答を行う。時間は説明 30 分、質疑応答 20 分を予定する。出席者は 5 名以内とする。説明については、原則として配置予定の業務責任者が行うものとする。なお、パワーポイントを使用して説明を行う場合、パソコン及びプロジェクタは提案者側で用意し、事前に使用する旨を「12 問合せ先及び提出先」に連絡すること。開始時間ほか詳細については二次審査参加者に電子メールで通知する。

エ 受託候補者の選定

一次審査及び二次審査における合計点の最も高い者を受託候補者に選定する。

同点になった場合は、提案価格の低い者を受託候補者とする。また、提案価格も同じ場合、くじ引きにより受託候補者を選定する。

(2) 評価基準

別紙「多摩川清掃工場建替事業計画策定調査及び環境影響評価調査計画書作成委託公募型プロポーザル評価基準」参照。なお、一次審査において、「5 価格提案」を除く合計点が、配点の合計点の 50%を下回った場合は失格とする。

(3) 失格

次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

ア 提案価格について、組合が設定した提案限度価格を超過した場合

イ 二次審査の参加に応じない場合

ウ 二次審査における説明内容と業務提案書等の内容が著しく異なる場合

8 受託候補者選定結果通知

受託候補者選定結果は、令和 8 年 12 月 15 日（火）までに二次審査参加者に対して受託候補者選定結果通知書【様式 12】で参加申請書に記載されている担当者あてに電子メールで通知する。また、電子メール送信後、速やかに書面でも通知する。

選定結果については、契約締結の後に東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ(<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp>)で公表する。

9 契約

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、契約書類の詳細および金額について協議し、合意に達した場合に契約を行う。

選定された受託候補者が契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合、虚偽の記載が判明した場合、辞退した場合、「10 多摩川清掃工場建替事業計画策定調査及び環境影響評価調査計画書作成委託の契約と基本協定の締結について」の基本協定が締結されなかった場合又はその他の理由において受託候補者との契約交渉が不成立となった場合は、当該受託候補者との優先交渉権を取り消し、次点者を受託候補者として契約交渉を行う。

なお、契約保証金は、東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則第 48 条に基づき、

手続きを行う。

10 多摩川清掃工場建替事業計画策定調査及び環境影響評価調査計画書作成委託の契約と基本協定の締結について

(1) 基本協定の締結

基本協定は、多摩川清掃工場建替事業環境影響評価書作成委託の契約に至るまでの手続に関する協定であり、組合と受託候補者の二者で締結する。なお、組合と受託候補者との間で基本協定締結に至らなかった場合には、受託候補者に交渉不成立通知を行う。次順位の交渉権者に対して受託候補者になった旨を通知するとともに、多摩川清掃工場建替事業計画策定調査及び環境影響評価調査計画書作成委託への参加意思の有無を確認した上で、基本協定の締結に向けて協議する。

(2) 多摩川清掃工場建替事業計画策定調査及び環境影響評価調査計画書作成委託の締結

組合は、受託候補者と見積合わせを行った上で、多摩川清掃工場建替事業計画策定調査及び環境影響評価調査計画書作成委託の契約を締結する。

(3) 多摩川清掃工場建替事業環境影響評価書作成委託

多摩川清掃工場建替事業環境影響評価書作成委託の業務内容は、現況調査、影響調査、環境影響評価書等作成（審議会等の出席を含む）等である。業務成績の判定は基本協定に基づき実施する。受託候補者の業務成績が「良好」と判定された場合には、受託候補者に通知を行い、見積合わせを行う。ただし、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決により、当該委託における予算が成立しなかった場合は、契約を締結しないものとする。なお、受託候補者が契約締結の日までに「2 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、組合は当該契約を解除することができるものとする。

業務成績判定の結果、受託候補者の業務成績が「良好」と判定されなかった場合には、受託候補者にその理由を付して通知する。

11 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は日本語を用いること。また、通貨は日本円とすること。
- (3) 「3 受託候補者選定の手順及びスケジュール」は予定であり、変更が発生した場合は速やかに通知する。
- (4) 提出する業務提案書は、1 者につき 1 案とする。
- (5) 提出された業務提案書等については返却しない。また、提出された提案書は、受託候補者の選定以外に使用しない。ただし、業務を受託した場合は提案の履行状況の確認のために使用する。
- (6) 書類提出期限後の記載内容変更は、誤記等の軽微なものを除き一切認めない。
- (7) 契約締結時までに参加資格要件を満たさなくなった場合、提出書類等に虚偽の記載

や不正行為が判明した場合は失格とする。

- (8) 本件契約は、令和9年度歳入歳出予算が令和9年3月31日までに東京二十三区清掃一部事務組合議会で可決された場合において、令和9年4月1日に確定するものであり、令和9年度予算の成立を前提に年度開始前の準備行為として行うものである。

このため、本業務委託における予算が成立しなかった場合は、契約を締結しないものとする。この場合においても、本プロポーザルの参加（準備行為も含む）に際し支出したすべての費用については参加事業者の負担とする。

- (9) 業務を受託する者は、履行開始日において業務を支障なく遂行できるよう、万全の体制を整えること。

- (10) 参加申請書提出後、参加を辞退する場合は参加辞退届【様式13】を持参又は郵送により「12 問合せ先及び提出先」まで提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で提出すること。

- (11) 本業務に関連する業務内容等を変更する場合は、協議により決定するものとする。

12 問合せ先及び提出先

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館 12 階

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部計画推進課

電話番号 03-6238-0915

午前9時から午後5時まで（土日・祝日及び正午から午後1時までを除く）

メールアドレス t23keikaku@union.tokyo23-seisou.lg.jp